

IV

# 施策の展開

## 基本方向 1 生涯を通じて健康な生活を送れるしくみをつくる

### 達成目標①: 区民一人ひとりの健康づくりを支援する

区民一人ひとりが健康な生活習慣を確立し、また、健康な生活習慣の維持・改善にむけて積極的・継続的に取り組んでいくことができるよう、生活習慣病予防の基本である「食生活・栄養」「身体活動・運動」「こころの健康・休養」「たばこ」「アルコール」「歯の健康」等のポイントを中心に、健康情報の発信や各種健康教室の開催などの支援を展開していきます。

また、健康診査やがん検診等について、受診しやすい条件整備を進めるとともに、結果を踏まえた個別指導や集団指導の充実を図り、区民が自らの健康状態の把握と健康管理に取り組み、必要に応じて生活習慣の改善や治療に結びつくよう支援します。

さらに、地域のリーダーとなって健康づくりを推進する人材や、地域で自主的に健康づくり活動を行うグループ育成等を通じて、地域からの健康づくりの促進を図り、健康づくり活動を継続して実践できる環境づくりに取り組みます。

#### 主な取り組み内容

##### ■ 地域健康づくり

壮年期の健康の維持・増進と生活習慣病予防を推進するため、地区別に健康講座を実施するとともに、地域で健康づくり活動を行う自主グループを育成します。

##### ■ 区民健康体操の普及

区民に運動習慣を身につけてもらうために、誰でも気軽に参加できる健康体操の普及を図ります。

##### ■ 健康づくり出張講座の実施

区民全体の健康への意識を高めることを目的に、町会を中心に、地域の要望に応じて区内各地に保健師、栄養士、医師等保健所職員が出向いて、高血圧予防をはじめ、健康に関する講演、相談、アドバイスを行います。

## 達成目標②:親と子の健康づくりを支援する

妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じて、親子の健康が確保されるよう、妊産婦や乳幼児に対する各種母子保健事業、小児医療体制の充実を図ります。乳児健康診査時には母親の精神面に焦点をあてた個別・心理相談を実施するなど、親の育児不安の軽減・解消にむけた支援を、積極的に展開していきます。

学齢期においては、生活習慣病及びその予備軍の子どもたちが増えている状況を踏まえ、食育の推進を図るなど、家庭、地域、学校等が連携して、子どもが健全な生活習慣を身につけることができるよう支援していきます。

特に、思春期の健康問題への対策として、この時期に特有な不安や悩みなどに対する相談の充実を図るとともに、年代に応じた性教育や、喫煙、飲酒、薬物乱用等の健康を阻害する行動に対する対策を推進し、子どものこころ・からだ両面の健康づくりを進めます。

### 主な取り組み内容

#### ■ 産後うつ予防対策の充実

産後うつ病の早期発見・早期支援を目的に、4か月健康診査時にアンケート調査を実施します。高得点者をスクリーニングし、高得点者については保健師の相談や家庭訪問等につなげます。

#### ■ 小児救急平日夜間診療事業

医療機関の協力のもとに「すみだ平日夜間救急こどもクリニック」を開設し、平日夜間における小児の初期救急医療体制を確保します。

#### ■ 思春期相談

保健センター、学校、教育相談室、すみだスクールサポートセンター、児童相談所等の関係機関の連携により、不登校、ひきこもり、家庭内暴力、人間関係調整力不足等の思春期における不安や悩み等に関する思春期相談の充実を図ります。

## 基本方向2 子育て・子育てを支えるしくみをつくる

### 達成目標①:子育て支援サービスを充実する

核家族化等により、子育てに関して周囲の手助けを期待することが難しくなっている反面、低年齢児の多くは家庭で養育されているのが現状です。

専業主婦など自宅等で子育てをしている家庭、ひとり親家庭を含めた、すべての子育て家庭が利用できる、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。具体的には、産後の体調不良等により家事や育児が困難な家庭にホームヘルパーを派遣する児童養育家庭ホームヘルプサービスや、保護者の用事や育児疲れの解消・リフレッシュなどの場合も利用できる一時保育、ファミリー・サポート・センター事業の拡充を図ります。また、トワイライトステイ、病後児保育など、保護者のニーズに対応したサービス展開を新たに進め、保護者が地域でゆとりをもって楽しく子育てができるよう、積極的な支援を展開していきます。

また、子育てひろばなど、親子がふれあい・関わりあうことの楽しさを感じられる場、親同士が気軽に交流できる場を、身近な地域に整備していきます。

#### 主な取り組み内容

##### ■ 一時保育の実施

保護者の用事や育児疲れの解消・リフレッシュ、短時間勤務等により、保護者が一時的に保育できない場合に、保護者に代わって保育します。

##### ■ 子育てひろばの拡充

地域の子育て家庭支援のために、児童館等で子ども同士、親同士の交流や仲間づくりの促進、育児講座等の啓発活動、子育てに関する相談を行います。

##### ■ 子育て支援総合センターの整備

在宅での子育て支援の拠点として、総合相談、在宅子育て支援事業、子育て支援総合コーディネート、虐待防止支援訪問等を行う総合施設である「子育て支援総合センター」を整備します。

## 達成目標②: 保育園等の保育サービスを充実する

保育ニーズの増加・多様化に対応し、仕事と子育ての両立を支援することは、引き続き本区における重要な課題です。保育園の待機児童の解消にむけ、認可保育園の整備や東京都独自の保育制度である認証保育所の整備誘導など、公民協働による計画的な保育施設の整備を推進します。

また、保護者の就労形態の多様化に対応し、延長保育、休日保育の実施園を拡大するとともに、週に2・3日程度、または午前か午後のみなど必要に応じて柔軟に利用できる特定保育を新たに実施します。

さらには、地域の乳幼児が保護者の就労状況等にかかわらず、希望に応じて教育・保育を受けることができる環境づくりをめざし、幼稚園と保育園を一体化した総合施設のあり方の検討等を進めるなど、幼稚園と保育園が連携・協働して就学前の教育・保育環境を整備していきます。

### 主な取り組み内容

#### ■ 認可保育園の整備

保育園の待機児童を解消するため、潜在的なニーズも視野に入れて、計画的な整備を進めます。

#### ■ 延長保育・夜間延長保育の実施

保護者の就労形態の多様化等に対応して、基本保育時間前後の保育、22時15分までの夜間延長保育を実施します。

### 達成目標③:子どもたちの育つ力を育成する

乳幼児から高校生まで、幅広い年齢層の子どもたちが安心・安全に過ごすことができる居場所として、地域の児童館機能の充実を図るとともに、子どもたちがのびのびと遊ぶことのできる遊び場の整備、多様な自然体験・交流活動の場・機会づくりを進めていきます。

また、次代の親となる子どもたちが、子どもを生み育てることの意義や大切さを理解し、自立して家庭を築いていけるよう、職業体験や保育体験などの学びや体験の場などの機会を確保します。

一方、ひきこもりや不登校などの児童・生徒については、子ども自身の不安や悩みに関する学校内外の相談体制を整備するとともに、すみだスクールサポートセンターを中心とする支援体制のもとで、地域ぐるみのシステムを構築し、きめ細かな支援を展開していきます。

#### 主な取り組み内容

##### ■ フレンドリー計画の推進

児童館のサービス向上と弾力的な事業運営を図るため、児童館を民営化し、日曜・休日開館の実施、開館時間の延長、中高生の居場所対策等を推進します。

##### ■ スクールサポート事業

すみだスクールサポートセンターに派遣指導員を配置し、学校、家庭、関係機関の連携のもと、不登校や問題を起こす児童・生徒の学習指導、生活指導、教育相談等の支援や、保護者及び学校への援助を行います。

## 達成目標④:親や地域の子育て力を育成する

親が喜びと自信をもって子育てをすることができるよう、子育てひろばなどの場の提供により親同士の交流を促進し、地域で孤立することのないよう働きかけていきます。また、親や家庭の子育て力・教育力の育成・向上にむけたプログラムの充実と学習の場・機会の提供に努め、父親・母親が親としての役割や子育てについて学び、成長していくことができるよう支援していきます。

さらに、子育て経験豊かな区民を子育てサポーターとして育成したり、地域の空き店舗等の遊休施設を活用し、区民と区との協働により子育て支援事業を実施していきます。このような活動を通じて、区民の子育てへの関心や、何らかの形で協力したいと考えている意識を、実際の活動につなげていくしくみづくりを進め、区民一人ひとりが地域の一員として、子育てを見守り・協力しあっていけるまちづくりをめざします。

### 主な取り組み内容

#### ■ 子育てサポーターの育成

地域の子育て経験豊かな区民を育成し、育児に不安や悩みを抱えている親の相談にのったり、アドバイスを行うしくみづくりを進めます。

#### ■ 地域の空き店舗等を活用した子育て支援事業の展開

空き店舗等の遊休施設を活用して、地域の子育て経験者や保育士等が一時保育、子育て相談等の子育て支援活動を行います。

## 達成目標⑤:子育て・子育て支援ネットワークを構築する

地域における子育て支援の拠点として、平成19年度に子育て支援総合センターを整備します。子育て支援総合センターにおいては、子育てに関する相談への対応、子育て支援サービスの実施、地域の子育てグループへの支援などに取り組むとともに、関係機関との連携のもと、子育て支援情報の一元化や利用支援を総合的に行う、子育て支援総合コーディネート機能を果たしていきます。

また、保育園・幼稚園や小・中学校の現場教職員、地域の民生委員・児童委員や青少年委員、区、保健所、保健センター、児童相談所、警察等の関係機関による要保護児童対策地域協議会を設置し、これらの機関の連携・協力のもと、虐待を受けている子どもをはじめとする保護が必要な子どもの早期発見、個々のケースに応じた適切な対応を図る体制を整備していきます。

### 主な取り組み内容

#### ■ 子育て支援総合センターの整備（再掲）

在宅での子育て支援の拠点として、総合相談、在宅子育て支援事業、子育て支援総合コーディネート、虐待防止支援訪問等を行う総合施設である「子育て支援総合センター」を整備します。

#### ■ 要保護児童対策地域協議会の設置

虐待を受けているなど、保護が必要な子どもに対して適切な対応を図るため、関係機関による「要保護児童対策地域協議会」を設置し、相互の連携のもと、必要な情報の共有や支援内容に関する協議を行う体制を整備します。



## 基本方向3 障害のある人が地域で共に暮らせるしくみをつくる

### 達成目標①:障害のある人が地域で自立して生活できるよう支援する

障害のある人一人ひとりが、もてる力を最大限に発揮し、自らの生活のあり方を主体的に決定することができる、自立した生活を実現できるよう支援していきます。地域での自立生活に必要な、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイをはじめとする様々な在宅サービスを、障害の種別や年齢にかかわらず、個々の状況や必要性に応じて提供できる基盤を、民間事業者等と連携して整備します。

また、民間事業者等の誘導により、グループホーム・ケアホームなどの地域に密着した生活の場の整備・運営を支援し、重度の障害があっても、地域生活を継続することができる環境づくりを推進していきます。

#### 主な取り組み内容

##### ■ ホームヘルプサービスの実施

障害のある人、難病患者等が在宅で自立して生活ができるよう、自宅にホームヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

##### ■ 障害者グループホーム・ケアホームの整備支援

障害のある人の地域生活を支える障害者グループホーム・ケアホームの整備を、民間事業者の誘導により支援します。

##### ■ ショートステイの実施

障害のある人が自宅で介護を受けることが一時的に困難になった場合に、短期入所施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

## 達成目標②:障害のある人の自己実現と社会参加を支援する

障害のある人が、年齢や障害の状況に応じていきいきと社会に参画し、自己実現や社会貢献をしていくことができるよう、支援体制を整備していきます。

そのためには、意欲や能力のある人が企業等で働くことができるための、就労支援体制の整備・充実が求められます。平成17年6月に開設した障害者就労支援センターの機能を強化し、ハローワークとの連携による、福祉作業所等の福祉施設から企業等への就労移行支援体制の確立を図り、就職にむけた訓練から就職後のフォローアップに至るまでの支援を積極的に展開します。

また、年齢や障害の状況、能力等から、就労が困難な人の日中活動の場の充実・確保に努めていきます。

さらには、学習活動やスポーツ・レクリエーション活動の場の提供、イベントの開催等を通じて、障害のある人相互の交流や区民とのふれあいの機会を積極的につくり、障害のある人の社会参加と生きがいを支援していきます。

### 主な取り組み内容

#### ■ 福祉作業所の充実

障害の状況にあわせた仕事を提供するとともに、意欲や能力のある人を就労につなげていくため、障害者就労支援センター等との連携により、一人ひとりの希望にあわせた個別支援プログラムに基づく訓練や実習等の支援を拡充していきます。

#### ■ 障害者就労支援センターの機能強化

障害者が安心して企業等での就労にチャレンジし、一方、事業者も安心して障害者を雇用することができるよう、就労面の支援と生活面の支援とを一体的に提供する「障害者就労支援センター」の機能を強化します。

#### ■ 精神障害者社会復帰訓練施設の運営支援

精神障害者に作業訓練や生活訓練等の社会適応訓練を行う、民間団体が運営する施設に対し、運営費の助成を行います。

## 達成目標③: 自己決定と選択に基づくサービス利用支援体制を整備する

障害のある人が自らの生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、適切なサービス利用を支援できる体制を整備する必要があります。

区の相談窓口の充実に加え、心身障害者自立生活支援センター機能の整備、精神障害者地域生活支援センターの運営支援を行うことによって、障害のある人やその家族からの相談に応じるとともに、地域で自立した生活を送るために必要なサービス情報の提供をはじめとする支援体制を整備します。また、すみだ福祉サービス権利擁護センター等と連携し、判断能力が不十分な人が必要なサービスを適切に利用できるよう、支援していきます。

さらには、障害のある人の自己決定や選択に基づくサービス利用計画を作成し、福祉サービスのみならず、保健・医療・教育・就労、インフォーマルサービス等を含めた様々な支援を、障害の特性や必要性に応じて総合的・継続的に行うケアマネジメント体制を整備していきます。

### 主な取り組み内容

#### ■ 障害者ケアマネジメント体制の整備

在宅の心身障害者が必要とするサービスを適切に活用できるように調整を図り、生活を支援するケアマネジメント体制を整備します。

#### ■ 精神障害者地域生活支援センターの運営

精神障害者の日常生活技術習得の支援、相談、交流の場、生活情報の提供などを行う「精神障害者地域生活支援センター」の機能の充実を図るため、センターの運営支援を行い、精神障害者の地域での自立生活を支援します。

## 基本方向 4 高齢者が安心して暮らせるしくみをつくる

### 達成目標①: 高齢者の健康と生きがいを支援する

墨田区は、すでに 5 人に 1 人が高齢者であり、いかに高齢期になっても元気で、いきいきと暮らせるかが区民共通の課題になっているといえます。

世代間の交流や地域における交流の場の提供を通じて、高齢者の生きがいや社会参加、仲間づくりへの支援の充実を図ります。

さらに、今後は、戦後の経済を担ってきた新たな価値観をもつ団塊の世代の退職者が、長年培ってきた知識・経験・技能を活かし、地域で活躍できるような機会の確保に努めていきます。「てーねん・どすこい倶楽部」など、高齢者自身のアイデアや技術を活かせる場、社会参加のきっかけとなる場やネットワークづくりを推進し、身近な地域で、気軽に、参加・活動できるしくみづくりを進めます。

また、「高齢者パワートレーニング教室」や公園遊具を活用した「高齢者うんどう教室」の実施など、介護予防にも着目した、新たな事業展開による、生きがい・社会参加の支援施策を推進していきます。

#### 主な取り組み内容

##### ■ いきいきプラザ、高齢者福祉センターの充実

高齢者がいつまでも地域で、いきいきと元気に暮らし続けられるよう、いきいきプラザや高齢者福祉センター（立花ゆうゆう館、梅若ゆうゆう館等）などを健康づくりや生きがいを、社会参加の拠点として整備するとともに、それらのネットワークの構築を支援します。

##### ■ 老人クラブ、てーねん・どすこい倶楽部への支援

団塊の世代の退職者などが、定年後のセカンドライフを地域コミュニティの形成と介護予防の一躍を担う人材として活躍できるよう、また、自身の生きがいや健康づくりにつなげるため、老人クラブ、てーねん・どすこい倶楽部を中心とする支援の充実を図ります。

## 達成目標②:介護が必要になることを予防する

介護保険法の改正により、介護が必要になる状態をできる限り予防し、また、介護が必要な状態になっても状態が悪化しないようにする「予防重視型システム」への転換が図られ、平成18年度から、新たに、地域支援事業、介護予防サービス(新予防給付)、地域包括支援センターが創設されます。

墨田区においても「活動的な85歳」の実現にむけて、これまで区が取り組んできた介護予防関連事業を整理し、地域包括支援センターを中心に、介護が必要になる前の段階から介護保険の要支援認定者に対し、継続的かつ効果的に、そして一人ひとりの状態にあった形で介護予防を展開する、地域における介護予防システムの構築をめざします。

介護予防に関する知識の普及啓発を図り、高齢者一人ひとりが主体的に介護予防活動に取り組む地域づくりを推進します。また、介護が必要になりそうな高齢者を地域の中で把握し、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、尿失禁改善等を目的とした、効果的な介護予防プログラムを提供する体制を整備し、介護が必要にならないよう、また、介護が必要な状態を軽減し、悪化を防止するよう、支援していきます。

### 主な取り組み内容

#### ■ 地域支援事業の創設による介護予防の推進

高齢者に対する介護予防の普及啓発等を行うとともに、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を把握し、各種の介護予防プログラム等の提供を行うことにより、生活機能低下を防ぎ、介護等が必要になる状態を予防します。

#### ■ 介護予防サービス(新予防給付)による重度化防止の充実

介護保険の要支援認定者を対象に、要介護状態の改善、重度化の予防を目的とした介護予防サービス(新予防給付)の提供を行います。

#### ■ 介護予防システムの構築

地域包括支援センターにおける介護予防ケアマネジメントの充実に取り組み、センターを中心に、一人ひとりの状態に応じて、包括的・継続的に介護予防を展開するシステムを構築します。

### 達成目標③: 自立した在宅生活を支援する

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、自立した生活を送り続けることができるよう支援するサービスとして、食事サービスや緊急通報・火災安全システム、日常生活用具の給付や住宅改修費の助成、ごみ・資源の戸別収集など、各種の生活支援サービスの実施・充実に取り組みます。

今後、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加することが予測されます。地域の支えあいのしくみなども活用しながら、介護は必要としないまでも、見守りや支援が必要な高齢者の日常生活の自立を支援し、生活の質の確保、閉じこもりの予防、日常生活上の事故防止を図ります。

また、10年後の超高齢社会を見据え、区、地域包括支援センターをはじめとする関係機関、地域住民の連携のもと、高齢者の虐待の防止対策など、高齢者の尊厳を守るしくみづくりに積極的に取り組んでいきます。

#### 主な取り組み内容

##### ■ 各種生活支援サービスの充実

食事サービスや緊急通報・火災安全システム、日常生活用具の給付、住宅改修の助成等、従来から実施している各種の生活支援サービスの充実に取り組みます。

##### ■ 高齢者虐待防止ネットワークの構築

高齢者の虐待を防止するため、区、地域包括支援センター、すみだ福祉サービス権利擁護センター、その他の関連機関、地域住民などとの連携による、虐待防止のための早期発見のネットワークを構築します。

## 達成目標④:介護が必要になっても地域で暮らせるよう支援する

今後も増加が見込まれる要介護認定者の介護ニーズに対応するため、民間事業者等と連携して、介護保険サービス基盤整備を推進します。介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自立した生活を継続することができるよう支援するため、引き続き、居宅サービスの基盤整備に重点的に取り組みます。

また、ひとり暮らしや認知症の高齢者等が、それまでの暮らしをできる限り維持し、住み慣れた地域で暮らし続けることを支援するための取り組みとして、新たに、身近な地域にサービス提供拠点を確保する地域密着型サービスの基盤整備を、地域バランスに配慮しつつ進めていきます。

介護保険ではカバーできない介護については、区独自の介護（者）支援サービスを引き続き実施し、介護が必要な高齢者等の生活を総合的に支援していきます。

さらに、住み慣れた地域での暮らしを継続するためには、何よりも住まいの確保が必要であることから、シルバーピアなどの高齢者のための住宅整備など、地域に高齢者の住まいを確保するための取り組みを推進していきます。

### 主な取り組み内容

#### ■ 居宅サービスの整備推進

サービス需要の増加を見据え、通所サービスや短期入所などの居宅サービスの質と量の確保を推進します。

#### ■ 地域密着型サービスの整備支援

ひとり暮らしや認知症の高齢者が介護が必要な状態になっても住み慣れた地域での生活を継続できるよう、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの整備支援を積極的に進めます。

## 達成目標⑤:地域包括ケアシステムを確立する

団塊の世代が65歳に達する2015年(平成27年)には、ひとり暮らしや認知症の高齢者がますます増加すると予測されます。誰もが住み慣れた地域で、尊厳をもってその人らしい生活を送るためには、見守りが必要なとき、簡単な支援や部分的な介護が必要なとき、24時間の介護が必要なとき、そして終末期のケアまで、高齢者の生活を支えるサービスを包括的・継続的に提供することが重要です。

そのためには、介護保険サービスや医療、保健・福祉サービスだけでなく、ボランティアや民生委員、町会・自治会、老人クラブなどの住民同士の助けあいや様々な社会資源が連携できるようなしくみをつくとともに、主治医やケアマネジャーをはじめ、多職種との協働を図る必要があります。

新たな地域ケアシステムの拠点として地域包括支援センターを設置し、一貫したケア体制を整備するとともに、地域の多様な社会資源を活用し、包括的・継続的に高齢者の生活を支えるしくみづくりに取り組みます。

### 主な取り組み内容

#### ■ 地域包括支援センターの整備

高齢者が要介護状態になる前から介護予防として相談に応じるとともに、要介護状態になっても、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、高齢者の様々なニーズに応じて必要な支援を包括的・継続的に提供する地域ケアシステムの拠点として、区内8か所に整備します。

#### ■ すみだ高齢者見守りネットワークの構築

地域の住民や団体等が声かけや見守りなどにより、ひとり暮らし高齢者等の日常の安否を確認するとともに、異常などを発見した場合に地域包括支援センターを核とした速やかな対応を行うネットワークを構築します。



## 基本方向5 学びあい・ふれあい・支えあいのしくみをつくる

### 達成目標①: 福祉に対する理解と実践を促進する

区民の誰もが、住み慣れた地域で、その人らしい人生を送ることができるようにしていくためには、地域全体で地域や福祉サービスのあり方を考え、地域の身近な課題の解決のために取り組んでいこうという意識を、区民の中に根付かせていく必要があります。

年齢、性別、障害の有無、国籍などを超えて理解を深め、互いの違いを認めあい、その人らしい生き方を尊重して地域の中で共生していこうという心や、やさしさやおもいやりをもったあたたかな心の育成をめざし、「すみだ やさしいまち宣言」運動や男女共同参画を推進していくとともに、地域、学校、社会福祉協議会等が協働して、福祉教育の充実を図ります。

また、今後は特に、地域福祉を推進する担い手としての区民の福祉意識の醸成に力を注ぎます。区民の地域への理解や関心を高めるとともに、区民が地域のことを知り、身近な課題や日常生活上の福祉ニーズに気づき・共有していくことができるよう、地域福祉に関する広報・啓発や学びの場づくりを進めていきます。

#### 主な取り組み内容

##### ■ 学校における福祉教育の充実

学校教育における福祉に対する理解を深めるため、教員に対する福祉教育に関する研修を行います。また、各学校における「総合的な学習の時間」等において、体験的な活動を積極的に取り入れた教育を推進します。

##### ■ 男女共同参画社会にむけた啓発活動の充実

「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」の理念に基づき、男女共同参画に対する理解を深めるための各種講座や情報誌の発行など、男女共同参画社会の実現にむけた啓発活動を充実します。

##### ■ 福祉意識啓発の充実

福祉体験ボランティア事業の実施など、福祉体験学習を充実するとともに、啓発冊子の発行や講演会等の開催により、福祉意識を啓発する事業を充実します。

## 達成目標②: 区民が地域活動に参加しやすいしくみをつくる

区民や地域の力を地域福祉を推進するための資源・原動力として積極的にとらえ、地域への主体的な参加の促進を図ります。

区民のボランティア活動への意欲を実際の活動につなげるため、身近な地域でのボランティア相談などを通じた普及・啓発を図ります。また、ボランティアセンター機能の充実を図り、必要な情報提供、担い手の発掘・育成、担い手と受け手を結びつける効果的コーディネート体制の構築、活動メニューの充実など、ボランティア活動への参加をしやすくする体制・条件整備に努めます。

さらに、NPO等の地域活動団体、住民参加型の支えあい活動等の育成及び支援を推進するとともに、団塊の世代という新たなシルバー世代など、これからの地域福祉の担い手となる人材を発掘・育成し、活動につなげるためのしくみづくりに積極的に取り組んでいきます。

区民の身近な施設である学校をコミュニティの核として位置づけるなど、誰もが地域活動に参加できるための環境整備にも努めます。

### 主な取り組み内容

#### ■ ボランティア活動の推進

ボランティアセンターにおける相談機能やコーディネート体制等の充実を図り、区民のボランティア活動を推進していきます。

#### ■ NPO等地域活動団体の育成及び支援

NPO法人設立に関するアドバイザー派遣制度や情報提供、活動場所の提供等を通して、NPO等地域活動団体の育成及び支援を行います。

## 達成目標③:地域のつながりと協働のしくみをつくる

地域の身近な課題を共有し、課題解決につなげていくことができるまちを実現するためには、下町すみだに根付く助けあいの精神や人情、人と人とのつながりを再構築し、新たな地域のつながりを築いていくことが重要です。

「すみだ 家庭の日」運動や、世代間交流の一層の推進を図るとともに、社会福祉協議会が展開する小地域福祉活動や、民生委員・児童委員の活動など、生活課題を抱えながら地域で暮らすひとり暮らし高齢者や障害のある人等を、地域で支えるしかけ・しくみづくりを進めていきます。

また、今後は、社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉を推進する資源となるボランティア、NPO等の地域活動団体、民生委員・児童委員、サービス提供事業者等のネットワークづくりに取り組みます。地域の身近な課題の解決にむけて、区民、関係機関、区、社会福祉協議会がそれぞれの役割分担のもと、相互に連携・協働していくことができる、地域力の高いまちづくりをめざします。

### 主な取り組み内容

#### ■ 小地域福祉活動の推進

身近な地域において、高齢者や障害のある人に対する「見守り・声かけ」や生活支援、世代間の交流など、地域住民がお互いを尊重しながら支えあう「小地域福祉活動」を推進します。

#### ■ 民生委員・児童委員活動の支援

地域社会の中で支援を必要としている人の把握、相談、助言等の援助を行ったり、福祉事務所や児童相談所等の関係機関に対する協力活動を行う民生委員・児童委員の活動を支援し、充実を図ります。

#### ■ 「すみだ 家庭の日」運動の推進

「すみだ やさしいまち宣言」の趣旨である「人と地域と環境にやさしいまち」づくりを進めるため、毎月25日を「すみだ 家庭の日」と定め、すみだのまちの担い手となる「人づくり」を推進します。

## 基本方向6 地域福祉推進のためのしくみをつくる

### 達成目標①:福祉サービスを利用しやすいしくみをつくる

利用者が自分に最も適切なサービスを選択し、利用できる基盤を整備することは、引き続き、区が積極的に取り組むべき課題です。

情報提供については、必要な人に必要な情報が行き届くよう、情報化時代に対応した多様な提供・発信方法の充実を図り、情報を自ら得ることが難しい人にも配慮した、利用者の視点に立った情報発信のしくみを構築していきます。

また、利用者の適切なサービス選択を支援するとともに、事業者によるサービスの質の確保・向上を図るため、事業者が提供するサービスの内容等に関する情報の公表や第三者評価制度を推進します。

さらには、福祉サービスに関する苦情に対応し、解決につなげるしくみづくりや、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度など、自ら判断してサービスを選択・契約することが困難な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、弱い立場になりがちな区民の権利を擁護するしくみの充実にも取り組みます。

#### 主な取り組み内容

##### ■ 福祉サービス第三者評価制度の推進

サービス提供事業者、利用者以外の第三者機関により、福祉サービスを評価・点検する制度である「福祉サービス第三者評価制度」を推進します。

##### ■ 地域福祉権利擁護事業の推進

判断力が不十分であるため、自らの選択等により適切なサービスを利用することが困難な高齢者や障害のある人等に対し、サービスの利用援助等を行います。

## 達成目標②: 誰もが暮らしやすい地域環境をととのえる

年齢、性別、からだやこころの状態にかかわらず、障害のある人もない人も、小さな子どもからお年寄りまで、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。具体的には、平成16年6月に策定した「墨田区交通バリアフリー基本構想」に基づく公共交通機関のバリアフリー化など、引き続き、まち全体のバリアフリー化を推進します。また、今後は、バリアフリーの考え方を一歩進め、はじめからあらゆる方法でバリア（障壁）を生み出さないようにする、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。

安心・安全な地域生活の確保にむけて、地域の防犯・防災対策にも力を入れていきます。防犯対策としては、防犯パトロールや学校等の防犯対策の強化、犯罪防止教育の実施など、区民、関係機関、区が協働・連携して、地域の防犯活動を推進します。

防災対策に関しては、区として、ソフト面、ハード面からあらゆる対策を講じていくとともに、地域の自主防災組織の結成支援、災害時に援護が必要な高齢者、障害のある人などを支える地域のサポート体制づくりなど、地域ぐるみで防災対策の充実を図っていきます。

### 主な取り組み内容

#### ■ 民間建築物のユニバーサルデザイン化への指導・誘導

東京都ハートビル条例及び福祉のまちづくり条例、墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱に基づき、民間建築物のユニバーサルデザイン化を指導・誘導します。

#### ■ 災害要援護者サポート隊の結成支援

いざという時に高齢者や障害のある人を的確に救出・救助することを目的として、各町会が自主的に取り組む「災害要援護者サポート隊」の結成を支援します。

## 達成目標③:生活に困った人を支え、自立を促進する

地域には、様々な理由から生活が困難となっている人々がいます。こうした人々の最低限度の生活の保障と、その自立を助長するために生活保護制度があります。国は、平成17年度より生活保護受給者の自立助長を重視する観点から「自立支援プログラム」に基づく支援を、組織的に実施することとしています。

ハローワーク、保健センター、医療機関等の関係機関との連携のもと、生活保護受給者一人ひとりの状況に応じた自立支援プログラムの策定・実施に努め、生活保護受給者の自立支援体制の構築を図ります。特に、就労意欲・稼働能力のある生活保護受給者に対しては、就労による経済的自立を支援する体制を強化していきます。

一方、公園や河川敷等で生活をしているホームレスの問題は、墨田区における大きな地域課題の1つとなっています。ホームレスの状態にある人が地域の一員として、日常生活を営むことができるよう、個々の状況に応じた支援につなげていくため、総合的な相談体制を都区共同で整備します。

あわせて、都と区の共同事業である自立支援システム及びホームレス地域生活移行支援事業を積極的に活用し、ホームレスの地域生活への移行、就労による経済的自立と安定した生活の継続を支援していきます。

さらに、ホームレスの問題を社会全体が受け止め、その自立を支援していくことができるよう、偏見や差別意識の解消と、人権意識の高揚に努めます。

### 主な取り組み内容

#### ■ 被保護者「自立支援プログラム」の整備

「就労支援プログラム」等の個別の自立支援プログラムを策定し、それに基づく支援を実施することによって、生活保護受給者の自立を促します。

#### ■ ホームレスの自立支援システム

心身の療養と健康回復のために食事や宿所などを提供する「緊急一時保護センター」、就労支援を行う「自立支援センター」からなる自立支援システムを活用し、ホームレスの自立を促します。あわせて、民間アパート等の低家賃での貸し付け等を行う「ホームレス地域生活移行支援事業」を推進し、ホームレスが地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。